

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和7年10月31日

【計算期間】 第2期(自 令和4年2月1日 至 令和5年1月31日)

【ファンド名】 UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) -  
インサイト・アルファ  
(UBS Universal Trust (Cayman) -Insight Alpha)  
(旧ファンド名: クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン)  
- インサイト・アルファ  
(Credit Suisse Universal Trust (Cayman) -Insight Alpha))  
(注) クレディ・スイス・ユニバーサル・トラスト(ケイマン) は、2024年3月1日付  
で、UBSユニバーサル・トラスト(ケイマン) に名称を変更しました。

【発行者名】 UBSマネジメント(ケイマン)リミテッド  
(UBS Management (Cayman) Limited)  
(旧発行者名: クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッド  
(Credit Suisse Management (Cayman) Limited))  
(注) クレディ・スイス・マネジメント(ケイマン)リミテッドは、2024年3月1日付で、  
UBSマネジメント(ケイマン)リミテッドに名称を変更しました。

【代表者の役職氏名】 取締役 ブライアン・バークホルダー  
(Director, Brian Burkholder)

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ジョージ・タウン、ウグランド・ハウス、私書箱309  
(P.O. Box 309, Ugland House, George Town, Grand Cayman, KY1-1104, Cayman Islands)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安達 理  
同 橋本 雅行

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 松本 健  
同 越智 亮太  
同 井出 也  
同 高畑 圭悟

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番1号  
大手町パークビルディング  
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6775)1000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

令和5年7月31日付で提出した有価証券報告書につき、「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (3) 管理報酬等」において、投資対象ファンド報酬に関する記載事項の一部に誤りがあったことから、これを訂正するため、本訂正報告書を提出するものです。

## 2【訂正内容】

下線部\_\_は、訂正部分を示します。

# 第一部 ファンド情報

## 第1 ファンドの状況

### 4 手数料等及び税金

#### (3) 管理報酬等

< 訂正前 >

(前略)

#### 投資対象ファンド報酬

(中略)

投資対象ファンドの報酬総額(成功報酬を除く管理報酬等)は、投資対象ファンドの運用資産額の年率2.02%を上限(投資対象ファンドに直接投資する場合等)とします。その内訳は、以下の成功報酬を除き、管理報酬1.40%、サービス報酬0.40%および受託銀行報酬0.22%となっています。本書提出日現在において、投資対象ファンド報酬の総額は、以下の成功報酬を除き、投資対象ファンドの管理する資産の年率1.24%程度となっています。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

#### 投資対象ファンド報酬

(中略)

投資対象ファンドの報酬総額(成功報酬を除く管理報酬等)は、投資対象ファンドの運用資産額の年率1.95%を上限(投資対象ファンドに直接投資する場合等)とします。その内訳は、以下の成功報酬を除き、管理報酬1.40%、サービス報酬0.35%、受託銀行報酬0.15%および販売関連費用0.05%となっています。本書提出日現在において、投資対象ファンド報酬の総額は、以下の成功報酬を除き、投資対象ファンドの管理する資産の年率1.24%程度となっています。

(後略)